

1. 河川環境整備における水辺の歴史景観 の評価とその活用に関する研究

1. 調査研究の目的
2. 歴史景観とは何か
3. 歴史景観の実態把握
4. 歴史景観の価値とその評価
5. 活用事例の検討
 - 5.1 中島川（長崎）
 - 5.2 鴨川・高瀬川・白川（京都）
 - 5.3 倉敷川（倉敷）
 - 5.4 堀川（名古屋）
 - 5.5 八幡堀（近江八幡）
 - 5.6 笛吹川（山梨）
6. 歴史景観保全事例の検討
 - 6.1 文化財としての歴史景観の保全
 - 6.2 歴史景観の保全・活用のための事業制度
7. 利活用にあたっての視点の検討
8. 利活用の方策の提言

関東学院大学工学部教授 宮 村 忠
日本河川開発調査会事務局長 石 崎 正 和

1. 調査研究の目的

近年、潤いのある街づくりの実現にあたって、その中心的な役割を担うものとして、水辺空間の環境整備がますます重視されつつある。特に地域性、文化性、歴史性などに配慮した個性豊かな魅力ある河川空間の創出が強く期待されている。

こうした良好な河川空間の創出にあたっては、質の高い魅力的な水辺景観の形成が重要な役割を果たす。そこで、本調査研究においては、魅力的な河川景観の構成要素である水辺の歴史景観に着目し、その実態を把握するとともに、景観の有する価値を検討し、利活用を図るための方策を検討するものである。

歴史景観については、既存の河川環境整備等においても配慮されてきたが、それらが十分に活かされていない面もある。本調査研究においては、歴史景観の概念を明らかにし、かつその把握及び価値評価の方法を提示することにより、今後の河川環境整備等の計画策定にあたって、より積極的な歴史景観の利活用が可能となるものと考えられる。

2. 歴史景観とは何か

河川における歴史景観とは、その河川を特徴づける歴史的に形成された景観であり、その河川が歩んできた自然の変化や人々がその河川に刻み込んできた文化と歴史によって培われた重層的な景観をいい、過去から継承されてきた文化遺産でもある。

水辺空間には、川と接して暮らしてきた先人たちの暮らしの記憶が数多く留められているはずである。それらは現代の景観の中に刻み込まれた歴史的記憶であり、今日では日常の風景の中に溶け込んだ環境的価値を付与され得る存在として認識される。こうした人々の河川とのつき合いの歴史的経緯の中で形成されてきた様々な景観がまさに河川における歴史景観といえる。

歴史地理の分野では、歴史景観を人工景観と自然景観の2つに大きく分類しているが、本調査研究ではこれに活動景観を加え、また人工景観を施設景観として扱うものとし、施設・自然・活動景観の要素を次のように設定した。

- ① 施設景観：河川構造物及び横断構造物ならびに河岸の建造物等によって形成される景観
- ② 自然景観：河岸の樹木及び植生ならびに河岸地形等が醸し出す景観
- ③ 活動景観：生業及び余暇リクリエーションならびに民俗行事などの人間活動によって生み出される景観

こうした歴史景観は、その状態によって、残存景観と消滅景観とに分けられる。ここでは、今日なおその景観をとどめ、あるいは保全・活用され、人々の目に映る残存景観のみならず、すでに失われてしまったものでも、今日なおその河川の原風景として忘れぬような消滅景観についても調査対象とする。

近年、水辺の環境整備やウォーターフロント開発などに伴って、新たな水辺の景観が次々と創出されている。そうした中で、歴史景観は水辺空間の文化性、言い換えれば風格を形成する上で重要な役割を果たすものとして期待される。

3. 歴史景観の実態把握

歴史的な施設、自然、活動景観の実態について、東京及び近郊の隅田川（神田川、石神井川、新河岸川を含む）、多摩川、中川（元荒川、古利根川を含む）、綾瀬川の4河川を対象として、歴史景観の現状（消滅、保全、再生、活用状況）を把握した。

実態把握は、現地調査と資料調査によって実施した。資料調査は、文献、地図、絵画、写真等によるものとし、特に消滅景観については、資料調査により可能な限りその状況の把握に努めた。江戸期の景観を把握するためには、浮世絵などの絵画のほか、次の歴史史料を参考とした。

- ① 江戸名所記（浅井了意、寛文2年刊）
- ② 江戸名所花曆（文政10年刊）
- ③ 東都歳時記（斎藤月岑編、天保9年刊）
- ④ 絵本江戸土産（広重、嘉永3年～文久3年）
- ⑤ 名所江戸百景（広重）

なお、水辺の歴史景観としては、以下の有形、無形のものを対象とし、施設、自然、活動景観として、以下に示す事象などが対象となる。

① 施設景観

河川構造物：堤防、護岸、水制、床固、堰、水閘門など

横断構造物：橋梁、懸樋など

河岸構造物：渡船場、河岸、家並・社寺などの建造物、水車、洗い場など

② 自然景観

河岸の樹木・植生：並木、水辺植物、水防林、屋敷林など

河岸地形：渓谷・瀬・淵・瀬・岩・旧流路等の河道、湖沼、自然堤防など

③ 活動景観

生業活動：舟運、筏流し、漁労、水争い、雨乞い、染め物など

日常生活：渡船、洗濯、洗い物など

余暇リクリエーション活動：釣り、水遊び、夕涼み、舟遊び、蛍狩り、花見、花火、名所、

旧跡、景勝地など

民俗行事：祭礼・灯ろう流し・七夕流し・ひな流し・盆舟・川びたし等の行事など

対象とした4河川においては、隅田川の橋梁群（現存する最古は永代橋）や岩淵水門、多摩川の羽村堰、中川の瓦曾根溜井、綾瀬川の備前堤などに代表される施設景観のほか、隅田川・多摩川の桜並木、綾瀬川の松並木などの自然景観は比較的保存されているが、支川では一部に桜並木などの自然景観の再生が行われているものの、施設景観としての神田川の関口大滝、新河岸川のいろは樋など、すでに消滅した景観が多い。一方、綾瀬川の札場河岸のように河岸をイメージした護岸の設置による活用事例も認められる。概して施設・自然・活動景観はいずれも消滅したものが多く、隅田川における享保年間に始まったとされる花火のほか、花見、みぞぎ祭、形代流し、ぼんでん祭など、都心の河川にあって、歴史性のある活動景観が今日なお継承されていることは注目される。（表3.1～7参照）

表3.1 隅田川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	消滅	隅田堤	16世紀後半に築造された綾瀬川合流点より上流の左岸堤
	消滅	日本堤	浅草から三の輪まで、山谷堀に沿う右岸堤
	消滅	両国本杭	左岸の川岸に設置された乱杭水制
	名称残存	隅田川五橋	江戸期に架橋された千住大橋、両国橋、新大橋、永代橋 吾妻橋
	一部残存	震災復興橋梁群	上記5橋のほか厩橋、清洲橋、蔵前橋、駒形橋、言問橋の10橋
	残存	岩淵水門	放水路開削に伴って隅田川流頭に設置
自然景観	残存	桜並木	左岸は首都高速路工事後植樹
	消滅	三派	新大橋下流で分流、中州を形成
活動景観	残存	舟運	現在も舟運路として利用
	消滅	渡し	昭和42年に最後の汐入りの渡しが廃止
	消滅	漁業	河口部の白魚漁、浅草海苔は有名
	再生	両国花火	昭和36～53年の間一時中止
	再生	舟遊山	昭和53年に屋形船復活
	消滅	水泳	水練場があった
	消滅	舟遊び	ボートなどで遊べた
	残存	釣り	少ないが現在もなお河口部に釣り人
	残存	花見	隅田公園は現在なお花見の名所
	残存	三社祭	隅田川での渡御は消滅
	残存	鳥越神社みそぎ祭	平安時代から続く水上祭
	再生	素盞雄神社形代流し	昭和60年に復活、天王祭で形代を川に流す
	再生	白鬚神社ぼんでん祭	昭和60年に復活、川に飛込むみそぎ行事
	消滅	流灯祭	明治11年に開始、水神の森から吾妻橋付近で実施
	消滅	柳橋水神祭	明治11年に開始、柳橋花街の祭礼
	消滅	竜灯祭	柳橋の料亭組合が8月末に開催、昭和46年が最後

表3.2 神田川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	消滅	柳原堤	浅草橋付近の堤防で柳を植えた
	消滅	関口大洗堰	神田上水の取水施設、堰跡の落差はどんどんと呼ばれた
	消滅	神田上水懸樋	万年樋とも呼ばれたお茶の水の懸樋
	残存	日本橋	現橋は明治44年に架橋
	名称残存	柳橋	神田川最下流の橋、柳原堤から命名
	名称残存	水道橋	現橋は昭和36年架橋、面影無し
	消滅	佛の橋、姿見の橋	面影橋の名を残すのみ
	消滅	落合土橋	現在の小滝橋付近
	消滅	淀橋	橋付近の景色が京都の淀川に似ていた
	消滅	魚市	日本橋北詰から江戸橋の間、震災復興事業で築地に移転
自然景観	消滅	揚場河岸	神楽坂に近い牛込揚場で、神楽河岸とも呼ばれた
	消滅	水車	淀橋付近などにあった動力用水車
	残存	お茶の水	神田川付替のため万治年間に開削された人工の渓谷
活動景観	消滅	一枚岩	高田馬場よりやや上流の河床にあった巨岩で螢狩りや月見の名所
	残存	井の頭池	神田上水の水源池、湧水は枯渇
	残存	舟運	水道橋から下流でゴミ運搬船
一部残存	消滅	川浚い	農業用水取水のための維持管理
	消滅	雨乞い	久我山で昭和15年に実施した記録あり
	消滅	水泳	神田上水区間より下流、上水管理廃止後は上流でも
	消滅	水遊び	関口大洗堰付近は格好の遊び場
	消滅	舟遊び	関口大洗堰付近は格好の遊び場
	消滅	釣り	水泳と同じ
	消滅	舟遊山	屋形舟で花見、月見、夕涼み
	一部残存	花見	石切橋から隆慶橋にかけて桜の名所、現在もなお江戸川公園付近などで花見
	消滅	螢狩り	面影橋から落合橋あたりは螢の名所

表3.3 石神井川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	消滅 名称残存 残存	取水堰・水車 板橋 音無橋	幕末から明治初年頃に灌漑用として利用 ゆるやかな弧を描いた太鼓橋 昭和5年架橋、歴史的意匠と周辺に調和した修景整備
自然景観	一部復元 残存 消滅 残存 残存	王子七滝 三宝寺池 松橋弁財天社 楓 紅葉	川の流れ落ちる美しい滝の風景が名所、滝野川の地名となる、音無川リバーサイドスクウェア事業で滝を復元 水源となる湧水池の一つ 川の流れに臨み、自然の山水 滝の川の名物、沿岸の遊歩道に江戸以来の楓の植え込みあり 滝野川渓谷は紅葉の名所
活動景観	消滅 消滅 消滅	涼み 螢狩り 花見	飛鳥橋のあたり 石神井川一帯を東京市下の螢の名所、特に正久保橋付近は絶妙、昭和20年代初め頃まで 昭和9年、正久保橋付近両岸に植樹、一時は桜の名所

表3.4 新河岸川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	消滅 一部残存	いろは樋 佃堤	野火止用水を宗岡へ引く懸樋 荒川と新河岸川の両堤防を結ぶ横堤で論所堤
自然景観	残存	伊佐沼	新河岸川の水源、昔の面影なし
活動景観	消滅 消滅	舟運 河岸場	江戸と川越を結ぶ川越夜船で有名 引又河岸（後の志木河岸）など数21か所の河岸が立地

表3.5 多摩川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	残存 消滅	羽村堰 アユ茶屋	玉川上水の取り入れ口、現在も東京都水道の取水堰 日野橋付近に10数軒の料亭、二子付近にも10数軒のアユ茶屋
自然景観	一部残存 一部残存 消滅 消滅 消滅	段丘崖と斜面林 ハケ 松林 洲河原桃林 ススキ	多摩川の特徴的な景観 武藏野崖線からの湧水 狛江市西河原の五本松、府中市四谷河畔の五本松 河口左岸付近は桃林の名所 菅の土手はススキの名所
活動景観	消滅 消滅 消滅 残存 残存 残存 消滅 消滅 残存 残存 残存 消滅 消滅 残存 残存 消滅 残存 残存	筏流し 漁業 渡し 花見 花火 水遊び 釣り 水泳 鵜飼 船遊び 神輿渡御 雨乞い 形代流し 灯篭流し	青梅西川杉林業の杉丸太を輸送 多摩川の鮎は名産だった 最上流の沢井の渡しから最下流の羽田の渡しまで39か所 小金井堤、稻田堤などが名所、羽村堰で桜祭り、昭和4年大多摩川愛桜会設立 昭和8年開始の調布市花火大会が最初 水質悪化時に減少 水質悪化時に減少 大正9年多摩川原橋左岸に東京府営公衆遊泳場設置 明治以降観光的な鵜飼に変化 鵜飼見物のほか屋形船で船遊び、昭和初期から貸ボート 八雲神社（羽村市）、福島神社（昭島市）の祭礼 府中市本宿、川に神輿を沈めた 大国魂神社（府中市）多摩川原祓戸祭 河口五十間端から六郷橋にかけて川施餓鬼、現在も上中流部で実施

表3.6 中川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	残存	溜井	中川の特徴的な取水方式、現在はやや往時の姿を残すのみ
	残存	柴山伏越	見沼代用水と元荒川の交差点に設置された樋管、昭和4年にコンクリート製に改築
	残存	取水堰	瓦曾根堰を除き、末田須賀堰、吉利根堰は近年近代的な堰に改築
自然景観	残存 消滅	河道 桃林	藤塚橋付近は豊かな自然を残す数少ない場所 越谷の桃林は江戸近郊の花見の三名所の一つ
活動景観	消滅	舟運	瓦曾根の溜井に集まる帆船は多く、越谷八景の一つ
	消滅	河岸	篠津（白岡町）、新曲輪（岩槻市）、瓦曾根（越谷市）などに河岸
	消滅	漁業	キス漁の場として有名、新宿渡口付近は鯉の産地
	消滅	螢狩り	越谷市大林付近は螢の生息地として有名
	残存	花見	大場川左岸の桜堤（小合溜井南側）、権現堂川堤防（幸手市）は桜の名所
	残存	釣り	都心に近い釣り場

表3.7 綾瀬川の歴史景観

区分	現況	歴史景観	摘要
施設景観	残存	備前堤	綾瀬川流頭の横堤で論所堤、御定杭が残る
	残存	瓦葺伏越	見沼代用水の交差点、昭和36年にコンクリート製に改築
自然景観	残存	旧流路	江戸期に綾瀬川を直流化した際の名残
	残存	草加松並木	草加市のシンボル、松並木保存会で補植
	消滅	錦藻	綾瀬川の特徴的な浮草
活動景観	消滅	舟運	埼玉と江戸を結ぶ重要な舟運路で、大正後期まで利用
	消滅	河岸場	馬込、すのこ、妙見、尾ヶ崎、縄手、大門、銀蔵、戸塚、越巻、半七、藤助、草加（札場）などの河岸があった、札場河岸跡は河岸をイメージして河畔公園整備

4. 歴史景観の価値とその評価

歴史景観については、それら全てが必ずしも利活用あるいは保全の対象となるものではない。どのような歴史景観を利活用あるいは保全するかを判断しなければならない。したがって、歴史景観を丹念に発掘・把握するとともに、その歴史景観が有する価値を評価する必要がある。

歴史景観の価値評価の視点としては、対象を単体としての評価すべきか、群としての評価すべきかといった視点とともに、以下に示す諸点を考慮すべきであろう。

- ① 治水・利水あるいは環境面において機能している。
- ② 歴史的・文化的遺産であるか
- ③ 地域風土の中で評価できるか
- ④ 文化財指定など希少的な価値があるか
- ⑤ 技術史、土木史、治水利水史の面から評価できるか

こうした視点に基づいて、歴史景観の価値評価にあたっての評価項目を整理し、表4.1に示した。ただし自然・活動景観については、技術性、意匠性を除く4項目を評価項目とした。ただし、自然景観には水害防備林のように機能性を評価項目とすべきものもある。なお、各項目は相互に関連するとともに、それらが総合されて優れた歴史景観を形成しており、総合的な視点からの評価を行う必要がある。

評価方法としては、評価項目の性格上から定性的な評価を行うものとし、各評価項目ごとに3ランク程度に区分して評点化することにより、各項目ごとの評価とともに総合的な評価によって、歴史景観の保全、再生、活用の目安とすることが可能である。

表4.1 歴史景観の評価項目

評価項目	施設景観	自然景観	活動景観
機能性	○	△	-
歴史性	○	○	○
文化性	○	○	○
地域性	○	○	○
希少性	○	○	○
技術性	○	-	-
意匠性	○	-	-

注) ○印は対応、△印は対応しないものである。

5. 利活用事例の検討

水辺の歴史景観の利活用は、施設景観としての歴史的な街並みとの調和を図った栃木市の巴波川、佐原市的小野川、荒川における旧岩淵水門の保存と周辺の公園的整備、物部川の山田堰の撤去に伴う高水敷への一部移築保存、宮城県の貞山堀の保全と活用、蛇行部のショートカットにより岩本橋が保存された熊本県荒尾市の諏訪川、自然景観としての桜並木を保存した宮城県蛭沢川、活動景観としての流しひな行事のための緩傾斜玉石護岸の設置など、すでに各地で行われている。あるいは多摩川八景、富士川25選、水道百選などにおいても歴史景観が評価されている。

本調査研究においては、水辺の歴史景観の利活用を実施または計画している事例を選定し、その具体的な利活用の現状、経緯、背景、仕組み等について検討した。なお、事例とした河川は、歴史文化遺産としての石橋群が再生された長崎市の中島川、周囲の歴史的景観との調和が図られている京都市の鴨川・高瀬川・白川、同様に沿川の歴史的街並みと一体的に整備されている倉敷川、歴史性に配慮した橋梁等の整備を行っている名古屋市の堀川、街づくりと一体的に歴史景観の再生が行われた近江八幡の八幡堀、歴史的な治水施設としての水害防備林や雁行堤を保存活用している山梨市の笛吹川の6河川である。

5.1 中島川

歴史的文化遺産が数多く残されている長崎市の中心部を貫流する中島川は、長崎市のシンボルであるとともに、重要文化財である長崎眼鏡橋をはじめとする石橋群が保存されていることで知られる。

昭和57年7月の長崎水害は、長崎眼鏡橋を大破させたほか、中島川の石橋群に甚大な被害を与えた。このため河口から1.75km区間が河川激甚災害対策特別緊急事業によって改修されることになった。この災害復興計画の策定に際し、中島川の河川改修と、眼鏡橋を含む激特区間にあった8橋の石橋群などの文化財や沿川の歴史的景観の保全の取扱いを巡って、検討がなされた。そこで、中島川の拡幅改修を行うため、流失あるいは損壊した石橋群に替えてコンクリート橋とし、眼鏡橋は河岸に沿って移設することが提案された。しかし、昭和32年諫早水害後、本明川の拡幅改修に伴い、諫早公園の池に移築保存された諫早の眼鏡橋は、その姿があまりにも箱庭的かつ置物的で好ましくないと考えられ、むしろ中島川の中に生かして、眼鏡橋を現地保存していく意義が重視された。その結果、中島川の洪水流量を削減するため、上流の水道貯水池を治水ダムとし、さらに放水路として暗渠バイパス水路を併設するなどの対応により、眼鏡橋の現地保存が図られた。こうした現地保存の実現には、災害前から中島川の再生を中心とした街づくりを目指して活動していた中島川を守る会や歴史的景観を保全しながら中島川を復旧すべきであるとの方向を打ちだした市民等によって組織された中島川復興委員会による論議が大きく作用したものと考えられる。いずれにしても、災害後の治水計画と歴史景観の調和が図られた例として示唆に富む事例である。

5.2 鴨川・高瀬川・白川

京都のなかでも古都のイメージを色濃く留めている洛中の中心を京のシンボルである鴨川が、北

から南に流れている。この鴨川の流れを七色に染める友禅流しは京ならではの冬の風景であり、流れの上に張り出される納涼床は夏の風物詩である。

こうした鴨川も昭和10年の大水害を被り、その後、昭和11～22年にかけて改修工事が行われた。改修工事の計画高水量は、災害前に比べ約2倍とされ、河積の確保が重要な課題となり、河道拡幅、河床掘削が避けられなかった。しかし、この改修計画では、工事の設計や橋梁の架設において、鴨川の風致維持が強く配慮されたことが特徴的である。こうした配慮は、経済上の観点のみからコンクリートが露出するような工法を採用すべきではないという点にも表われている。具体的には、護岸において、基礎には現場打ちコンクリートが使用されているが、目に触れる所には石垣、玉石張が採用されている。そのほか、床止め工の配置や形状、その上下流における低水路法線や護岸形状、納涼床と密接な関係にあるみそぎ川の高水敷への残置、鴨東線軌道の地下化など実施された。こうして京都の歴史的景観と調和した今日の鴨川の風景が形成された。

鴨川のすぐ西を流れる高瀬川は、角倉了以が京都と伏見を結ぶ物資輸送のために開いた運河である。枝垂れ柳が続く高瀬川には、石積みの護岸が残され、一之舟入跡が保存され、舟溜りには復元された高瀬舟がつながれており、古都の風情と調和した水辺の風景が形成されている。

鴨川の東に位置する祇園の中心にあたる白川と新橋通りが交わる界隈は、祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区に指定され、昔ながらの紅殻格子の美しい町並みが続く。白川沿いの通りは、石畳と柳並木が美しく、川端には簾かけのお茶屋が清流にせり出すように並び、鯉の泳ぐ姿が見えるなど、白川も重要な歴史的要素となり、街並みと一体となった整備がなされている。この地区は、京都市の市街地景観保存条例による特別保全修景地区に指定されており、その指定にあたっては、元吉町を中心とする地元の人たちからの強い要望があった。そこで、白川沿いの整備にあたっては、川沿いに石畠を敷いた歩行者専用道路をつくり、橋梁及び植栽等の修景を行うなどの手法が採用されている。

このように鴨川、高瀬川、白川など、いずれも古都京都に相応しい街並みと一体となった環境整備が行われてきた。

5.3 倉敷川

倉敷は、倉敷川の舟運による備中米の積出しや物資の集散地として繁栄した街である。かつて舟運路として活用された倉敷川の河畔には、歴史的文化遺産である伝統的な建造物が数多く残され、歴史的な景観を有し、倉敷市のシンボルであるとともに観光地としても親しまれている。

歴史的環境と伝統的な建造物が保存・再生されている倉敷川河畔は、大原総一郎など地元有志による熱心な町並みの保存・再生への活動が展開され、それが昭和40年代前半からの行政による町並み保存へと発展した。昭和43年には倉敷市伝統美観保存条例が制定され、翌44年に美観地区、特別美観地区が指定され、交通規制、倉敷館の改修、街路灯の整備、倉敷川の浚渫などが着手された。さらに昭和53年には倉敷市伝統的建造物群保存条例が制定され、翌54年には、美観地区の主要部分である倉敷川を中心とし、鶴形山及びその南麓の町筋を含む13.5haの範囲が文化財保護法に基づく国的重要伝統的建造物群保存地区に指定された。こうして建造物の保存修理や修景、石畠の復旧、

個々の文化財保護から、歴史的景観の保全というように、その対象も拡大されてきた。現行の文化財保護法が制定されたのは昭和25年である。この文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗資料・記念物に分類し、規定していた。

しかし、社寺の建造物などが有形文化財として文化財保護法で保護されても、例えばそれをとり囲む森や林など、文化財の周囲の環境が変化した場合には、その文化財の価値も失われことになる。そこで、点としての文化財保護のみならず、文化財とその周囲を含む面としての歴史的景観を保全すべきであるといった考え方に基づき、点的保存から面的保存へと、保存対象を拡大する必要に迫られた。こうして昭和41年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定された。この古都保存法では、対象となる地域が古都である京都市・鎌倉市・奈良市などに限定されてはいるが、従来の文化財保護法等による保存が、建造物・遺跡等を単体的にとらえて保存するという点的保存であるのに対し、歴史的風土特別保存地区として周辺の環境を含めた風土そのものを一体的に保存するという、いわゆる面的保存を指向している。ただし、この法律には、町並みや集落などの人文的な歴史的景観の保全は、含まれていなかった。

一方、古都保存法が制定された頃から、全国各地で歴史的景観としての町並みの保全運動が展開されるようになり、幾つかの地方自治体において保全のための条例が制定された。こうした保全への意識の高まりに対応して、昭和50年に文化財保護法が改正され、歴史的景観の主役ともいえる町並みの保全制度が、法的に確立することとなった。改正された文化財保護法では、「周囲の環境と一体をして歴史的風致を形成している伝統的建造物群で価値の高いもの」を、伝統的建造物群として文化財の一つに加えている。この伝統的建造物群に該当するものとして、城下町・門前町・港町・宿場町・在郷町・農村・漁村などがあげられるほか、均質な寺院群・近代的建築群・橋梁群・倉庫群なども、この範疇に入れることができると考えられている。

こうした伝統的建造物群の保存においては、いわゆる町並みを構成する古い建造物を群としてとらえ、これを伝統的建造物群という文化財に定めているが、実際には周囲の環境をも含めた伝統的建造物群保存地区として定めるという二段構えとなっている。すなわち、建造物は群としての個別性を有するが、その周囲の環境まで含んでいることになる。この伝統的建造物群保存地区は、まず市町村が定め、市町村からの申し出に基づき、国の立場で重要と考えるものについて、重要伝統的建造物群保存地区に選定することになっており、市町村優先の立場が採用されている。さらに都市計画のある地区においては、保存地区を都市計画に定めることになっており、文化財保護が都市計画の一部と構造的に結びつけられている。

また、この文化財保護法の改正において、従前の民俗資料についても、民俗文化財としてその保護の強化が図られた。

なお、文化財保護法は、他の行政法や事業法と異なり、あまり細かい条文規定がなく、いわばこの法律を運営・執行する立場の裁量により、良くも悪くもなる法律であるといわれる。

文化財の定義によれば、水辺における歴史景観のうち、橋梁などの建造物である施設景観は有形文化財、記念物あるいは伝統的建造物群、風光明媚な自然や動植物などの自然景観は記念物、さらに水辺で行われる年中行事などの風俗慣習である活動景観は民俗文化財に属するものと考えられる。

6.2 歴史景観の保全・活用のための事業制度

文化財における管理は、所有者が自ら行うことが原則となっている。しかし、所有者が判明しない場合や所有者あるいは所有者が選任した管理責任者による管理が著しく困難か不適切であると認められる場合には、国が地方自治体あるいはその他の法人を管理団体に指定し、文化財の管理、修理、復旧を行わせることになっている。また、文化財の公開は、所有者または管理団体が行なうことが原則とされている。

文化財保護法に基づいて指定された美術工芸品および建造物に対しては、その修理・防災事業に対する補助、重要無形文化財の保持者に対しては、技の維持向上と伝承者の養成のための特別助成金の交付、祭りなどの民俗文化財に対しては、地域における伝承活動に対する補助が行われている。

このほか史跡等については、国民がふるさとの歴史や文化に慣れ親しむ場所として活用するためふるさと歴史の広場事業を実施するなど、文化財の保存・活用を図るための施策が行われている。

そのほか、建設省所管事業としては、古都保存法に基づく歴史的風土の保全を目的とした古都保存事業、都市景観上重要な歴史的建造物を活用しつつ一体的な整備を図り、市街地再開発事業を実施し、個性豊かなまちづくりを推進するための歴史的建造物等活用型再開発事業（平成元年度創設）、生活環境と歴史的環境の調和のとれた安全で快適なまちづくりを行うための歴史的地区環境整備街路事業（昭和57年度創設）などが実施されている。

なお、古都保存法における歴史的風土特別保存地区に相当するものとして、首都圏近郊緑地保全法および近畿圏整備法における近郊緑地保全区域あるいは近郊緑地特別保全地区がある。また都市緑地保全法においては緑地保全地区が指定されている。

7. 利活用にあたっての視点の検討

歴史景観の利活用にあたっては、それらを発掘・把握するとともに、その価値を評価し、必要に応じて保存・再生などが図られる。そこで保存・再生において多くの事例を有する文化財および橋梁について、その方法を整理しておく。

文化財における建造物の保存の考え方は、現状維持を原則としながら、活用していく方針が明確にされており、次のような保存が考えられている。

- ① 記録保存
- ② 形式保存
- ③ 部材・部品保存
- ④ ファサード保存
- ⑤ そのまま保存

橋梁においては、その歴史的な土木文化遺産としての価値が広く認められ、技術的・意匠的な評価のみならず、橋にまつわる歴史や伝承が魅力ともなっており、水辺の歴史景観の中でもその保存・活用が比較的進んでいる。例えば、東京の四谷見附橋については、その拡幅架替えに際して、専門家による土木史的見地からの研究が行われ、その結果、高欄、橋灯、橋銘板のイメージを保存し、四谷のランドマークとしての意義を保つように配慮されたほか、その土木史的意義がシンポジウムや出版に

よりPRされた。一方、歴史的な土木文化財、都市景観、アメニティなどが重視されるようになり、旧橋の主要部分は解体され、多摩ニュータウンの八王子市で再利用されることになった。

こうした橋梁における利活用にあたっては、次のような方法が採用されていることが指摘されている。

- ① 橋の保存：現地保存（現物保存、更新的保存）、博物館的保存
- ② 旧来の姿や雰囲気を復元
- ③ 碑などにより歴史を顕彰
- ④ 橋および周辺の歴史を景観設計に応用
- ⑤ 橋の博物館・美術館的な整備（松村博「橋梁景観の演出」より）

なお、架け替えにおける橋の保存においては、一部再利用、部分復元、旧橋復元、イメージ保存、移設保存などの方法も採用される。

しかし、歴史景観を保存する場合、なかでも施設景観としての土木構造物には建築構造物とは異なる困難な問題がある。土木構造物を単なる歴史的文化遺産としてではなく、それを生かしながら保存とする場合には、公共施設としての本来の使命のため、安全性が極めて重要となってくる。同様に安全性の観点からみれば、例えば流水断面を確保するための河積阻害率の目標が定められており、橋脚や堰柱などが保存にあたっての障害となることも考えられるように、改修計画上支障がないかといった問題がある。また土木構造物は比較的大規模であり、将来に向かって変動する社会の中で、どのように保存し、活用していくのかを決定するには、様々な問題が伴う。さらに、一般に土木構造物を維持管理する場合に問題となるのは、古い構造物の設計基準の問題、あるいは古い設計を現在の技術でどう評価するか、例えば石垣修復技術のように、保存のための技術が確保できるかといった問題もある。河川においては、河川管理施設等構造令上問題がないかといった検討が必要になる。

このように歴史景観の保存あるいは利活用にあたっては、そのための技術的な問題などを想定しておかなければならない。

上記の視点は、主に文化財や橋梁といった施設景観に関する視点であるが、自然、活動景観を含めた水辺空間における歴史景観の利活用にあたっては、次のような視点を指摘することができる。

- ① 歴史景観が有する機能、形態、技術、素材等をいかに保存あるいは再生するか。
- ② 残存景観については、保存するのか、再生するのか。
- ③ 消滅景観については、復元するのか、再生するのか。
- ④ 歴史景観を今日的に利活用するための仕組みをどのように作るか。
- ⑤ 河川管理上、保存、復元、再生が可能か。

ここでいう保存、復元、再生は以下のようない意味である。

- ・保存：過去を将来に存続させるために現状のまま維持する（一部修復を含む）
- ・復元：現代的な価値を発見して再現する
- ・再生：新たな現代的価値を付与して更新または創出する

8. 利活用の方策の提言

歴史景観の利活用にあたっては、まずその環境文化的な価値を認識するための評価基準を明確にするとともに、将来的な展望の中で保存・復元・再生すべきかを判断するための評価手法を確立する必要がある。そのためには本調査研究において示した歴史景観の評価項目（表4.1）に基づく方法が参考になろう。

歴史景観の中でも施設景観を利活用する場合には、前述したように計画高水流量の疎通、河積の阻害、構造的な強度など、河川改修計画、河川管理施設等構造令などの観点から、治水上の安全性の確保が重要な判断材料になる。しかし、環境文化的な価値の高い施設景観については、積極的に利活用するための保存・再生措置を講ずることが望まれる。歴史景観は、それが存在する地域風土の中で利活用することが好ましく、安全・管理上の基準の緩和、保存・再生技術の開発、維持管理手法の確立などが求められる。また中島川の石橋群保存に見られるように、必要に応じて河川改修計画を変更することも考えられよう。

自然景観においては、生物生息空間としての価値も含め、可能な限り保存・復元・再生されることが望ましい。しかし、施設景観と同様に安全・管理上の措置が必要であるとともに、河川管理区域外における自然景観まで対応することは、河川事業上困難であることから、都市計画などとの連携を模索する必要があろう。

活動景観においては、その担い手である人間が存在しなければならない。千葉県野田市で行われてきた利根川での泥かけ祭が、参加者が集まらないとの理由で中止されてしまった。こうした河川での伝統的な行事を存続させるためには、歴史文化的な価値を認識し、きちんと伝承するための仕組みが必要であろう。さらに伝統行事を含め、多様な水辺活動を誘導するような、歴史性、地域性に調和した魅力的な水辺空間の創出が求められる。

水辺空間には多様な歴史景観が残存し、あるいは記憶に留められている。したがって、河川環境整備事業などにより水辺環境を向上させる場合には、このような水辺と人々の係わりの歴史的経緯を踏まえて行うことが基本であろう。そのためには、歴史景観の保存・復元・再生を図り、歴史的な街並みや歴史的建造物に調和させた改修や歴史的事象と関係づけた整備を実現することが重要である。なお、保存・復元・再生のケースとしては、原則として現地現物保存が望ましいが、止むを得ない場合には、部分やイメージあるいは記録史料的な保存・復元・再生も考えられる。さらに保存・復元・再生を行う際に、歴史景観と一体となった歴史的拠点としてモニュメント設置や公園的整備を図ることも考えられる。

いずれにしても歴史景観の利活用を推進するためには、河川管理者による対応のみではなく、河川以外の関連する行政分野との連携や地元住民による自主的な維持管理などが望まれる。さらにこうした観点からの事業制度の創設が行われるならば、より有効的に歴史景観の利活用が図られるであろう。